

2019年8月26日

排出者の皆さまへ

一般財団法人家電製品協会  
家電リサイクル券センター

## 消費税率引上げに伴う再商品化等料金の改定等についてのお知らせ

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件、2019年10月1日より消費税率が引上げられることに伴い、以下の再商品化等料金の改定が行われる予定です。つきましては、当該改定内容をご確認の上、家電リサイクル制度をご活用いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 再商品化等料金の改定について

消費税率引上げに伴いすべての製造業者等及び指定法人において、特定家庭用機器が廃棄物となったもの(以下、「廃家電」といいます。)の再商品化等料金(以下、「リサイクル料金」といいます。)の改定が行われます。

本年10月1日に変更される消費税率により改定されるリサイクル料金(以下、「新料金」といいます。)は、次の各別表をご参照願います。

[別表1は、エアコンの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表2は、ブラウン管式テレビの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表3は、液晶・プラズマ式テレビの廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表4は、冷蔵庫・冷凍庫の廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

[別表5は、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電のリサイクル料金の改定一覧です。](#)

(別表からはブラウザの戻るボタンで戻ってください。)

また、すべての製造業者等及び指定法人の新料金は、原則、次のアまたはイを満たしているものに適用されます。

ア) 家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が10月1日以降のもの。

イ) 家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降のもの。

今回、初めてリサイクル料金に適用される消費税率に係る経過措置について定めた法令等(2014年9月30日付け「消費税法施行令の一部を改正する政令(改正令附則5⑤)」)に則り、料金改定の経過措置期間は2019年10月1日から2019年12月31日までとし、リサイクル料金は、以下のように扱われます。

なお、本年(2019年)9月30日時点でのリサイクル料金を以下、旧料金といいます。

消費税率に係る経過措置を含めて図に示すと次のようになります。

		家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)欄の記載内容		
		2019年9月30日 以前の日付のもの	2019年9月30日 以前の日付以外のもの	
			再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付のもの	再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付以外のもの
指定引取場所 引渡日	2019年10月1日より 2019年12月31日まで	旧料金適用	旧料金適用	新料金適用
	2020年1月1日以降	持込者の申告により 旧料金を適用	持込者の申告により 旧料金を適用	
持込者の申告がない 場合、新料金を適用		持込者の申告がない 場合、新料金を適用		

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

また、家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもの、かつ再商品化等料金の領収日欄の記載が2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

ただし、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降の場合でも、廃家電の持込者の申告により上述の場合に限り、旧料金の適用が可能です。

なお、交付日(引取日)欄の記載がないもの、判読不可のもの、ありえない日付等は、2019年9月30日以前の日付以外のものと見なされます。また、交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のものであっても、領収日欄の記載が2019年10月1日以降の日付のものであれば、消費税率に係る経過措置の対象外となり、新料金になります。

## 2. 料金改定に伴う郵便局券の利用に関する留意事項について

料金改定に伴う郵便局券の利用に関する留意事項は次の通りです。

### (1) 郵便局券を利用して直接、指定引取場所へ廃家電を持ち込む場合の注意事項について

郵便局券を利用してリサイクル料金を郵便局等で振り込んだ場合、振り込んだ日に適用されている料金一覧表の料金が適用されます。この場合、郵便局券の交付日(引取日)欄の記載に係わらず、振込日だけで判断されます。

2019年9月30日以前に郵便局等で振り込んだ場合、旧料金が適用されます。一方、2019年10月1日以降に振り込んだ場合、新料金が適用されます。

振り込んだ日付の確認方法は、郵便局券に貼付される振替払込受付証明書の「日附印の日付」又はATMのご利用明細票に記載されている「お取扱日」で確認します。

①郵便局券を利用して、2019年9月30日以前に郵便局等で振り込んだ場合、2019年4月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/旧料金が適用されます。

－郵便局・ゆうちょ銀行で振り込む場合、振込手数料が必要です。詳しいことは、郵便局・ゆうちょ銀行にお問い合わせ願います。

②郵便局券を利用して、2019年10月1日以降に郵便局等で振り込んだ場合、2019年10月版のリサイクル料金一覧表の家電リサイクル料金(税込)/新料金が適用されます。

－郵便局・ゆうちょ銀行で振り込む場合、振込手数料が必要です。詳しいことは、郵便局・ゆうちょ銀行にお問い合わせ願います。

(2) 郵便局券を利用して、自治体等に収集・運搬を委託する場合の注意事項について

郵便局券で家電リサイクル料金を振り込んだ後、自治体もしくは小売業者や許可業者等に収集・運搬を依頼する場合も、前項と同様に振り込んだ日に適用されている料金一覧表の料金が適用されます。この場合、郵便局券の交付日(引取日)欄の記載に係わらず、振込日だけで判断されます。

振り込んだ日付の確認方法は、郵便局券に貼付する振替払込受付証明書の「日附印の日付」又は ATM のご利用明細に記載されている「お取扱日」で確認されます。

自治体等に指定引取場所までの収集・運搬を依頼する場合、自治体等に振替払込受付証明書の「日附印の日付」又は ATM のご利用明細票に記載されている「お取扱日」を確認してもらった上で、振込日時点の適切な料金が振り込まれているかを確認してもらってから、収集・運搬を依頼してください。

以 上